

女子修養會編纂

家事科  
裁縫科

受驗便覽



049838-000-5

特26-136

家事科裁縫科受驗便覽

女子修養會

M38

BEM-0572



221-787

特26

136

家事科受驗便覽

目次

一、檢定試験に關する法令及手續

二、受驗の心得

三、答案の書き方

附 口頭試験に就きて

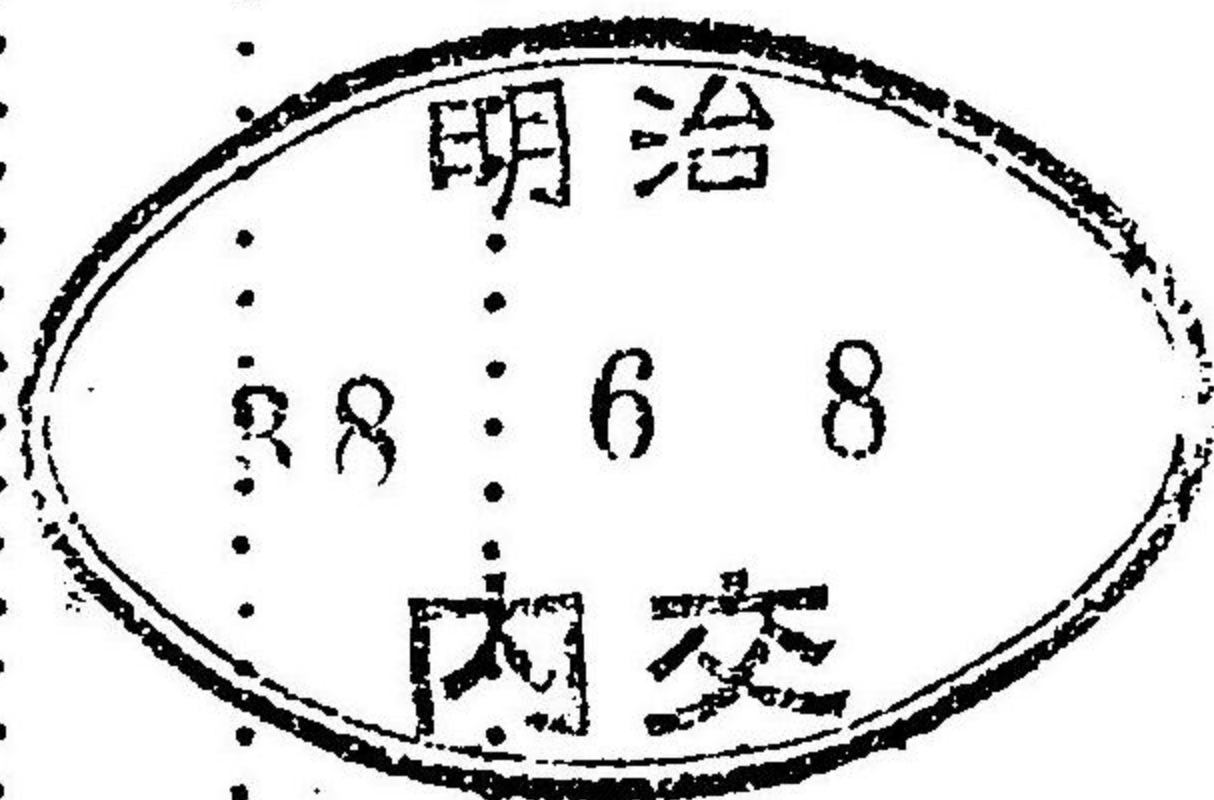
四、研究の方法

五、家事科檢定試験問題集

六、裁縫科檢定試験問題集

七、小學校裁縫專科正教員試験問題例

八、高等女學校家事科問題集



一  
二三  
二九

四八

五七

八一

九八

一〇〇

家事科  
裁縫科  
受験便覽

女子修養會編纂

検定試験に関する法令及手續

○教員免許令 明治三十三年三月三十日  
勅令第百三十四號

第一條 特別の規定ある場合を除くの外教員免許状を授與するは本令の定むる所に依る

第二條 特別の規定ある場合を除くの外本令に依り免許状を有する者に非ざれば教員たることを得ず

但文部大臣の定むる所に依り免許状を有せざる者を以て教員に充つることを得

第三條 教員免許状は教員養成の目的を以て設置したる官立學校の卒業者又は教員檢

検定試験に関する法令及手續

定に合格したる者に文部大臣之を授與す

第四條 教員檢定は試験檢定及無試験檢定とし教員檢定委員之を行ふ

第五條 左の各號の一に該當する者は教員檢定を受くることを得ず

- 一 禁錮以上の刑に處せられたる者但國事犯にして復權したる者は此の限にあらず
- 二 信用若は風俗を害する罪を犯して罰金の刑に處せられ又は監視に付せられたる者

三 破産若は家資分散の宣告を受け復權せざる者又は身代限の處分を受け債務の辨償を終へざる者

第六條 教員檢定を出願する者は手数料として一學科目毎に金參圓を納付すべし

第七條 教員檢定に關する規程は文部大臣之を定む

第八條 教員免許狀を受けたる者の氏名族籍及免許の學科は官報を以て公告す

第九條 教員免許狀を有する者其の氏名族籍を變更し又は免許狀を毀損亡失したると

きは其の事由を記し免許狀の書換若は再渡を文部大臣に出願することを得

前項に依り免許狀の書換若は再渡を出願する者は手数料金壹圓を納付すべし

第十條 教員免許狀を有する者第五條各號の一に該當したるときは免許狀は其の效力を失ふ

第十一條 教員免許狀を有する者不正の所爲其他教員たるべき體面を汚辱するの所爲ありて其の情狀重しと認むるときは文部大臣は其の免許狀を褫奪す

第十二條 本令に依り納付すべき手数料は收入印紙を用る之を願書に貼付すべし其の既に納めたる後は何等の事情あるも之を還付せず

附 則

第十三條 本令は明治三十三年四月一日より之を施行す

第十四條 本令施行前文部大臣に於て授與したる師範學校、中學校、高等女學校の教員免許狀及舊東京師範學校に於て授與したる中學師範學科卒業證書は本令に依り授

與したる教員免許狀と同一の效力を有す

○教員檢定ニ關スル規程

明治三十三年六月一日  
文部省令第十號

第一條 教員檢定は受檢人の學力、品行、身體に就き教員たるに堪能なるや否やを檢定するものとす

第二條 檢定を爲すべき學科目左の如し但し法制及經濟の試験檢定は修身若は教育の免許狀を有する者の外修身若は教育を併せて出願するにあらざれば之を行はず此の場合に於ては其の手数料に關しては之を一學科目と看做す(三十二年文部省令第十號ヲ以テ但書追加)

修身 教育 國語及漢文 英語

佛語 獨語 歴史 地理

數學 物理及化學 博物 法制及經濟

習字 圖書 家事及裁縫 體操

音樂 簿記 農業 商業

手工 手藝

歴史は日本史東洋史、西洋史の二部に數學は算術代數幾何、三角法、解析幾何、微分積分の四部に物理及化學は物理、化學の二部に博物は動物及生理、植物、礦物の三部に圖書は毛筆書用器畫、鉛筆書用器畫の二部に家事及裁縫は家事、裁縫の二部に分ちて檢定を出願することを得此の場合に於て一學科目の一部若は數部の檢定を出願するも其の手数料に關しては一學科目と看做す

三角法は算術代數幾何に解析幾何は三角法に微分積分は解析幾何に合格したる上にあらざれば檢定を行はず(三十四年文部省令第十號ヲ以テ本條改正)

第三條 試験檢定は毎年少くとも一回之を行ひ無試験檢定は臨時之を行ふ

試験檢定の出願期限、試験を爲すべき學科目及試験施行の期日は豫め之を告示す

第四條 檢定を受けむとする者は氏名、族籍、住所、生年月及教員たらむと欲する學校の種類、學科目を記したる願書(一號書式)に左の書類を添へ試験檢定に在りては

地方廳を經由し無試験檢定に在りては地方廳若は當該學校を經由し文部大臣に出願すべし

- 一 學業、業務、賞罰等に關する履歷書(二號書式)及學業證書若は教員免許狀の寫
- 二 學校醫の身體検査書(三號書式)但し學校醫の設置なき地に在りては明活三十一年文部省令第七號第一條若は第二條に該當する資格ある醫師の検査書を以てするも妨げなし

地方長官又は當該學校長は本人の品行に就き檢定願書に添へ其の意見を附記することを要す

第五條 左の第一號乃至第四號に掲ぐる者は文部大臣の適當と認めたる學科目に關し第五條に掲ぐる者は其の免許の學科目に關し無試験檢定を受くることを得(三十六年文部省令)

(第二號ヲ以テ改正)

- 一 文部大臣の指定したる學校の卒業生及選科修了生

二 師範學校、中學校、高等女學校の卒業證書を有し更に卒業生の數員免許資格に關し文部大臣の許可を受けたる公立、私立學校に入り三學年以上在學して卒業したる者但し修業年限五箇年の高等女學校の卒業證書を有する者の在學すべき年數は二學年以上とす

三 師範學校、中學校、高等女學校及之と同等以上の學校の卒業證書を有し更に外國の大學校若は之に準すべき學校に於て修學し學位若は卒業證書を受領したる者

四 外國に於て師範學校、中學校、高等女學校に準すべき學校を卒業し更に大學校若は之に準すべき學校に入り修學し學位若は卒業證書を受領したる者

五 教員たらむと欲する學校の學科程度と同等以上の學校の教員免許狀を有する者(三十四年文部省令第十二號ヲ以テ改正)

第六條 (同上) (削除)

第七條 試験を分ちて豫備試験及本試験とす但し學科目の種類に依り豫備試験を行はざることを得べし

豫備試験を施行する學科目に在りては豫備試験に合格したる者にあらざれば本試験を受くることを得ず

第八條 試験は受験人出願の學科目に就き其の教員たらむと欲する學校の學科目を教授するに足るべき程度を標準とし教授法を併せて行ふものとす

第九條 豫備試験は願書經由の地方廳所在地に於て之を行ふ

本試験を行ふ場所は其の都度之を告示す

第十條 左に掲ぐる者にして體操科の試験検定を出願したるときは兵式體操の部分を省く

一、陸軍歩兵科士官、二、陸軍歩兵科下士任官後滿四年以上現役に服したる者(同上本條)

(改正)

第十一條 (同上)  
(削除)

第十二條 不正の方法に依り試験を受けむと企てたる者及試験に關する規程に違背したる者は試験を受くることを得ず

検定に合格したる後前項の事實發覺したるときは其の合格を無効とすることあるべし

附 則

第十三條 (同上)  
(削除)

第十四條 明治三十二年文部省令第二十五號第二條第一項の許可を受けたる公立、私立學校は本令第五條第一項第二號の許可を受けたるものと看做す

第十五條 従前の規定に依り認められたる豫備試験の合格並證明書の效力は仍其有效期間存續す(同上)  
(改正)

第一號書式 (用紙美濃紙)



教員檢定願

住所族籍

消印  
印收  
紙入

氏名

生年月日

何學科 何學科

何學科

私儀師範學校(中學校)(女子師範學校師範學校女子部)(高等女學校)教員志願に候  
間前記の學科に就き試験檢定(無試験檢定)相受度履歷書并に醫師身體檢查書相添  
ハ此段相願候也

年月日

右

何 某印

文部大臣何某殿

第二號書式 (用紙美濃紙)

履 歷 書

氏 名

生 年 月 日

學 業

一年月日何學校に入學年月日何科卒業(證書寫別)

一年月日何々により何免許狀を受く(免許狀寫別紙ノ通)

業 務

一年月日何官職拜命或は何業に従事年月日依願免官或は廢業又は現今在職從事等

賞 罰

一年月日何所に於て何々に付き何賞を受く或は何罰を受く

右之通相違無之候也

年月日

三

右  
何  
某印

第三號書式

(用紙美濃紙記載方ハ別記身體  
検査書記載方心得ニ依ルヘシ)

身體検査書

族籍

何  
某

生年月日

一體格

一身長

一體重

一胸圍

一中心視力

色盲

眼病

一聽力

耳疾

一呼吸器

一神經系

一皮膚

一言語

一既往現在ノ疾病又ハ畸形

右検査候處相違無之候也

年月日検査

住所

何學校醫

三

學位(若くは資格)何 某印

別記

身體検査書記載方心得

- 一 検査の表記及身長體重胸圍聽力等の検査方法は明治三十三年文部省令第四號學生生徒身體検査規程に準すべし
- 一 體格の強健と稱するものは發育營養共に佳良にして其の身長(浬)を以て體重(斤)を除したる商〇・三二以上且無病健全の者を指す
- 一 中等と稱するは發育營養共に通常にして其の身長(浬)を以て體重(斤)を除したる商〇・二六以上且無病の者を指す
- 一 薄弱と稱するは發育營養共に不十分なるか或は身長(浬)を以て體重(斤)を除したる商〇・二六未滿なるか或は強度の脊柱彎曲、扁平胸、狭小胸若は全身の健康に直接の關係ある慢性の疾患ある者を指す

- 一 中心視力はヌチルレン氏の試視力表に依りて其記載方は $\frac{100}{x}$ と記すべし但し遠視若は近視にありては二十尺の距離に於て二十號を明視し得る眼鏡の度を記載すべし
- 一 色盲は其の有無、若し其の患ある者は何色盲と記載すべし
- 一 呼吸器は理學的診斷の成績を記載すべし
- 一 神経系は中樞若は末梢神経に障害の有無を記載すべし
- 一 皮膚は主として傳染症皮膚病の有無を記載すべし若し顔面等に現はれたる皮膚病あるときは之をも記載すべし
- 一 言語は明朗、吃、嗄聲等を記載すべし
- 一 既往現在の疾病又は畸形は腦病、肺病、肪膜病、脚氣等の曾患、肺病、心臟病、胃腸病等の現在及顯著なる畸形を記載すべし

文部省告示第三十五號

明治三十三年文部省令第十號(明治卅四年文部省第十二號 同卅六年同省令第二號參照)教員檢定に關する規定に依り左の學科目に就き師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定を施行す受験者は本年五月三十一日まで同規程第四條に依り願書を地方廳に差出し地方廳は六月廿五日までに當省に達進すべし

受験者にして豫備試驗受験變更せんとするときは新に受験せんとする地方廳を經由して願書を差出すべし但し七月十一日以後當省に到達の分は之を受理せず  
試驗施行の期日は教員檢定委員會會長之を公告す

明治三十八年二月十八日

文部大臣 久保田 讓

修身○教育○國語及漢文○英語○佛語○獨語○歴史○地理○數學○物理及化學○博物  
○法制及經濟○圖畫○習字○家事及裁縫○體操○音樂○農業○手工○

明治三十八年二月

文 部 省

○師範學校  
○中學校  
○高等女學校  
教員試驗檢定出願者注意

一 本年二月文部省告示第三十五號に依り施行する教員試驗檢定の豫備試験は北海道廳の支廳及臺灣に於ては之を行はず

一本試験は東京に於て之を行ふ

一 豫備試験は本年八月、修身、教育、數學、物理及化學、博物、圖畫、家事及裁縫、體操、音樂、農業、手工科の本試験は同十一月、國語及漢文、英語、佛語、獨語、歴史、地理、法制及經濟、習字科の本試験は明治三十九年二月之を行ふ但し其日時割等は追て廣告す

一 試験檢定は左の二種に區別して之を行ふ

第一種 師範學校、中學校教員志願者

第二種 師範學校女子部、女子師範學校、高等女學校教員志願者

第一種第二種に屬する學校の教員檢定を併せ志願したる者に對しては第一種の試験檢定のみを行ふ

- 一 高等女學校、師範學校女子部、女子師範學校の教員免許狀を有する者にして同一學科に係る第一種の試験檢定を出願したる者に對しては直に本試験を行ふ
- 一 數學科の内三角法、解析幾何、微分積分は豫備試験を行はす
- 一 體操科に係る第二種の試験檢定を出願したる者には普通體操のみに就きて豫備試験及本試験を行ふ
- 一 習字、裁縫、體操、音樂、手工科の豫備試験に於ては左記の資格を有せざる者に限り當該學科の外に國語をも課するものとす但し第一種に在りては師範學校又は中學校第二種に在りては高等女學校の卒業と同一の程度に據る
  - 一 師範學校卒業者
  - 一 小學校本科正教員免許狀所有者
  - 一 中學校卒業者
  - 一 小學校本科准教員免許狀所有者
  - 一 高等女學校卒業者
  - 一 尋常小學校本科正教員免許狀所有者
- 一 出願學科の一部に就き免許狀を有する者の試験檢定は左の區別に依りて之を行ふ

(中略)

## 家事及裁縫科

- 一 家事又は裁縫の免許狀を有し家事及裁縫の試験檢定を出願したる者には免許狀を有せざる部分に就きてのみ豫備試験及本試験を行ふ
- 今假りに地方の人が東京に来て居つて文部省檢定試験を出願すると假定して手續を説明して見やう。
- そこで文部省の檢定試験を受けたきものは先づ町村役場(市なれば市役所又は區役所)よりして證明書と云ふものを取らねばならぬ。それは教員としての品位を耻かしめなると云ふことの證明であつて證明書下附願と云ふのを出すのである。其の書式は一定しては居らぬが凡そ左の如くである

證明書下附願

住所 族 籍

氏 名

私儀女子師範學校師範學校女子部及高等女學校教員志願ニ付試験檢定相受度就テハ明治三十三年勅令第三百三十四號教員免許令第五條第一號乃至第三號ノ各號ニ該當スルモノニ無之旨證明書下附相成度此段御願申上候也

住所 族 籍

氏 名 印

年 月 日

何府縣(郡)(市)(町)村長何之某殿

かくして其の下附される證明書の體裁は左の如くである。

(證明書ノ例)

住所 族 籍

氏 名

右之者從來品行方正ニシテ明治三十三年勅令第三百三十四號教員免許令第五條第一號乃至第三號ノ各號ニ該當スルモノニ無之候也

年 月 日

何府縣(郡)(市)(町)村長何之某

尤も既に教員(小學校教員にてもよろし)免許狀をもつて居るものは之を要せぬ。

それから東京市に地方よりして來て居るものは寄留届をしてをらねばならぬ。

次ぎに學校醫よりして體格檢査證を受けをき而して願書及び履歷書とこれらを一括して更らに別に左の如き進達願を添へて區役所へもち行くべきである。(體格檢査書願

書及び履歴書の體裁は別項にある教員檢定に關する規程を參照せよ)

進 達 願

住 所 族 籍

氏 名

年 月 日

私儀女子師範學校師範學校女子部及ビ高等女學校教員志願ニ付別紙檢定願書  
差出候間御進達被下度此段願奉候也

右

年 月 日

氏 名 印

東京府知事何某殿

區役所にては之に本人は正に當區に寄留する者なることを證明してくれる。そこでこ

れら一切のものを東京府學務課へ持參するのである。

願書へ帖用する印紙は收入印紙で一科目に付(家事と裁縫とは二つ受験しても一科  
目となつて居る)三圓のものを要する。それで實は之に消印を前以てせずをい  
て東京府學務課へ持參してこれでよろしいと云はれてから消印をした方が安全であ  
る。

試験期日その他一切はすべて官報に出て來る故に之を氣を付けねばならぬ。尤も本  
會發行の雜誌「家事と裁縫」にてはなるべく早く之を報道するやうにして居る。

(地方にありて受験する人は前に掲げたる文部省告示を見よ)

### 受験の心得

精出せば氷る間もなし水車

此の社會は何事も實力の競争であつて少しでも怠る者は退歩の不幸を免かれ難いもの

である。受験は一方から考へて見れば面白からぬやうであるが、更に他方からして熟考して見れば、之も必要があつて行はれるものであることを悟らざるを得ない。或る人はすべて試験は時の運である。其の結果は運命次第であると云ふやうな一種の樂天觀をもつて至つて暢氣のんきにさわざ暮すものがある。然しかゝる考は吾人は排斥するのである。運は決して自然に來るものでなくして、受験者自身で運を作るのである。充分に用意周到に勉強さへすれば喜ばしき運は招かずして自ら來るのであると思はねばならぬ。萬一の僥倖を待つて遊んで居つてよいことの來るやうに望んでゐるのは、あまりに氣がよすぎる話しと云はねばならぬ。終日語らず終夜寐す以て思ふ益なし學ぶに如かずと云ふのは誠に金言である。學問には別段に巧みなる工夫はなく唯誠實に勉強するにある。

試験を受ける人はあまりその間際になつて急に勉強しても無益である。急にする勉強の仕方は之を「クランミング」(Cramping)と云ふが、かゝる方法では直に自分の知識と間は費して勉強するのが眞實に力を養成する方法である。

茲に述べることは、すべて受験者の心得べき所であるが、然し人には経験の多少と云ふことがあつて、受験に就きても多く経験のある人が経験の少ない人の爲めに案内を與へるのは幾分か便宜であるに相違ない。されば、かゝる意味でもつて二三の重要な注意を述べたいと思ふのである。

先づ試験場に出る前には用具其の他必ず携帯すべきものを整へねばならぬ。之は急に思ひ立つても不充分であるから、前以て書き附けて見るがよろしい。裁縫科の試験の如きは豫じめ何が必要であるか、揭示される場合が多いから、能く之に注意するがよろしい。家事科の試験を受けた或る人の經驗談に、三角定規を忘れて試験場に出たが、建築圖を作らせられて非常に困難したと云ふことで之ほどつらい試験はなかつたさうである。之も善き戒しめである。尤も多少は其の人の機轉が必要で



あつて同じ品物でも之を巧みに利用し得らるゝ場合があるものである。

試験を受ける前夜は通常の睡眠を爲すやうに心がけてをきたいものである。「ランプ」の光りで十二時過ぎまでも勉強し、其の夜安眠も出来ずして翌朝試験場へ重き頭で出かけるやうでは良き考へも浮ばず、知つて居つたことも急に思ひ起すことが出来ずして、流星光底長蛇を逸すと云ふやうな憾みを感じることがあるものである。

受験の日は朝早く起き出で、先づ準備すべきものが整頓しあるや否やを調査し、心を落付けてゆる〜と試験場へ向ふがよろしい。時間が遅くなつて馳けつけるやうなことで折角試験場に入りても心臓の鼓動が烈しくして充分によき考案も出ないものである。或る人が云ふのに、汽車に乗り遅れた人は非常なる不注意であるが、あまり早く行き過ぎて永く停車場に待つて居るのも馬鹿らしい。丁度時間の適度なるときに停車場へ往つた人が最も賢い人であると。試験を受けるのも丁度之と能く似て居ると思ふ。

試験を受けて居る間は充分に心を落ち付けて餘事に心を奪はれぬやうにしたいものである。彼の人は大分もう出来た様ふだとか、誰は困つて居るらしいなど、他人の觀察に心を用ゐるよりは我は我たりと云ふ覺悟で自分の爲すべきだけのことは着實に熱心に成し終るやうにしたがよろしい。多く熟知の人々の居る試験などで、あゝ六ヶしい問題だなど、首を擧げて他人の様子を見ると、彼方には如何に得意氣な様子に以心傳心に顔と顔とを見合せとんだ感違ひして全く外づれた答案を書き立て、後につまらぬことをしたと慨嘆の聲を發するものも昔しの書生社會にはありがちの話である。かゝる滑稽的の失敗は今の時代にはあるべくとも思はれねど、之も老婆心から戒しめておくのである。

人によりては、一定の時間内に答案を出せば、それでよきものを、一番かけ駆の名譽を博さんとして、つまらぬところに虚榮心をもちて、なるべく急いで答案を書き上げ、足音高く試験場を出かけて行く豪傑がある。而かも答案の粗雑なる儘かに落第受合と

云ふものを提出して、巧遅は拙速に如かずと反身になつて歸るものがある。他の人々はどんなに實力のある人かと驚くから一時衆目を惹くのであるが、試験後になつてから當人は青い息を吹いて昨日の元氣はどこへやら、更に再擧を企てんなどと言譯けしながら太息つくものもある。要するに一定の時間を充分に用ゐて作るべき答案であるから、あまり氣を急いではならぬ。さりとて時間に不足を告げ、答案の終りに「時間不足の爲めに書くこと能はず、よろしく御賢察を乞ふ」などと卑怯な文句を書き付けるなどは、心の底の卑しさを思ひやられて、なか／＼に憐れむべき心など起るものではないと思ふ。況して公平なる眼を以て批判する人の心から云へば、答案としてあらはれて居らぬところは認めやうがないのである。

切ない時の神頼み、試験の首尾も如何かと、案じらるゝまゝに、平常拍手一つ打たぬ者が、急に神や佛に參詣するやら、古い者に見てもらふなど、密かに迷信的の運動をやるものもある様子だが、そんなことよりは、やはり平生の心得に限るのである。

「首尾よく落第」などと郷里へ電報を發せぬやうしつかり勉強するに限るのである。

志有る者は事竟に成る

## 答案の書き方

(附 口頭試験に就きて)

すべて答案の書き方には巧拙がある。概して實力に富んだ人は巧みに答案を作るのである。凡て答案の文字はあまりに丁寧を書いて居つては多くの時間を要して間に合はぬ恐れがあるかも知れぬが、しかしなるべく読み易きやうに書く必要がある。字跡は特に指定されて居る場合の外は楷行いづれでもよろしい。之は自己の答案を誤りなく理解してもらふのに必要な條件である。況んや多數の答案を調査する人の勞を思へば一層注意すべきものであると思ふ。

今試みに良き答案と云はれるものが備へべき必要な條件を擧げて参考に供するつも

りである。

一、思想に富めること。

良き答は必らず思想に富んで居らねばならぬ。それには充分に受験者が研究してあつて知識の豊富であることを要するのである。如何に語ばかり長く綴つてあつても内容の乏しきものでは價值が少ないのである。廣く研究してあつて多くの事實を知り、原理を心得て居れば自ら思想に富める答が出来る。且つ又自分自身で平生よりして深く考へて見る習慣をつけておくべきである。或る人は唯一と通り表面上のことさへわかれば直ちに満足してしまふ人があるが、それは研究心の少ないためであつて、かゝる人はしつかりした知識は得られない。

二、發表の明瞭なるを可とす。

同じ意味を述べてあるものでも言ひ表はし方の明瞭なると然らざるとによりて大なる差がある。必要なることだけを充分に意味を述べてくやうに心がけ、問題外のこと

に走つて述べる必要はない。能く直接に問題に關係のある範圍を考へて後に叙述せねばならぬものである。

三、問題を正しく解釋するを要す。

答案を書くには、必らず問題を正しく解釋して居ることを要する。之が出来て居るや否やは本人の實力の程度如何を推測するの基となるものである。若し問題となつてゐるところのものゝ點を誤つて居るやうであれば、始めから實力の少なきものと云ふてよろしいのである。

四、善き排列を保つこと。

何事でも、心に思ひ起したまゝに筆を執て書き立てゝ答案とするなどは、實に愚の至りである。實力の有無は答案の組み立て方に依りて知れるものである。答へべきことの中には順序の前後がある。論理上の秩序を保つて居らねばならぬ。筆を執るに先き立ちて心に之を考へをきて叙述するやうに心せねばならぬ。

## 五、文章に注意すべし。

文章の巧みなるは、必らずしも國語科の試験でなくても肝要なるものである。言語の點から云ふて最も効果の多いやうに而かもなるべく言語を經濟的に用ゐて叙述してあるのが良き答案であるからして、國語の攻究を望むのである。

以上は重要なる條件である。それで大體から云へば問題に向つて一題凡そ何分を要すと云ふ豫定をつけて、とりかゝるやうにし、少しく時間を後に餘しをく位いに考へるがよろしい。若し自分の不明なる問題があつたなれば、出来るだけ考へをめぐらして答案を作成すべきもので、決して曖昧に書きちらし、又は無暗に試験者の考慮を煩はすやうな不分明なる叙述をしてはならぬ。

往々答案に自分の姓名を書くことを忘れる人があるが、之は非常なる不注意と云ふべきものである。最初に記るしてをく方が間違ひなくてよろしいのである。又幾枚も答案があると之を綴ぢて出すときに頁の順序を過る人がある。之も疎忽であるから始め

よりして紙の端に頁數を記入してをく方が得策である。

扱て口頭試験は試験者が受験者と直接に談話を交へるのであるからして種々本人の人物及び實力を見る點に於て便宜がある。

口頭試験の際には受験者は先づ自己の服装に於てあまり失禮なることのないやうにしてをかねばならぬ。さりとしてあまり美々しき風を爲して往くのもよろしからぬ。能く適當なる服装に注意すべきである。概して云へば質素にして禮節を失はざるをよしとする。靴などあまり汚れたるものを穿つのはよろしくない。かゝるところにも清潔を貴ぶや否やの習慣を見られるものである。試験者の間に對してはなるべく簡單に言葉を得たる答を與へるやうにせねばならぬ。話しの仕方も亦落ち付きたる丁寧なる言ひ方がよろしい。野卑なる語調などはなしてはならぬ。往々自分が能く讀みもせぬ書物をも恰も熟讀せるかの如く云ひなす者があるが、これらは直ちに發見されるものである。兎に角何事にも正直が肝要です。

## 答 案 例

○普通教育に於ける裁縫科の教授法を一齊になさんとせば其材料品の準備及取扱ひ方は如何にすべきか

裁縫教授も他學科教授と均しく一齊的教授の方法によらざるべからず此の教授の方法は必ず材料品を一定にせしめざるべからず之れを一樣に用意せしむるは甚だ困難にして一朝一夕に整へ難ければ一學年若しくは一學期間に課すべき教授の材料品は豫め家庭に通告し其準備に注意せしむべし又學校に於ても相當の準備を要す若し生徒をして材料の用意出來ざる場合には學校より之れを貸與する事の出來得る様準備せざるべからず

部分縫并に運針練習に用ゐる材料品は柳條無地木綿各並巾二尺五寸柳條半幅二尺三寸のもの二枚並巾四つ割木綿一尺八寸のもの二枚を要す此の用巾には紛失の憂ひなきた

め何れも姓名を縫はし置かしむべし又此の用巾は時々洗濯して皺及折目を伸し清潔に保たしめ妄りに取換ざる様にすべし

但し高等女學校三學年の二學期若しくは三學期頃より絹布に改めしむ

運針熟達の後衣服を製作する時期に至れば小裁の單衣物より初むるを良しとす本裁より初むる時は其取扱ひ困難にして整理を亂し且つ倦怠の心を起し遂に此の科を厭ふに至ればなり若し土地の情況により各種の小裁を用意せしむる事の出來ざる場合には止むを得ず本裁より初むる事あり

材料品は可成節減して巧みに利用せしめざるべからず例へば最初單衣を仕立させなば裕を教ふる時に當り之れを解きて表となし裏地のみを用意せしめ次に綿入を授くる時は前の裕を解きて表裏となして綿のみを調へしむるが如し然る時は本科の目的たる手指を練習して精巧迅速に製作せしむる事を得べし然るを取扱ひ上便利なると且つ費を多く要せざるがため短小なる雛形を以て教授する事あり此は本科の目的たる技能を修

練するの効少なきのみならず布帛は細かに截断して殆んど消耗に屬するを以て眞の經濟にも適せざれば手指練習を要せざる場合にのみ限るべし  
 總て教授に用ゐる材料の品質は質素を旨とし贅澤若くは華美に流れざるよう注意すべし

○一家の會計豫算編成につき守るべき原則を列舉し其梗概を述ぶ可し

### (一) 豫算の意義

豫算とは一定の年月間の收支を豫定せるものにて受納すべき収入と支出すべき經費との比較計算なり

### (二) 豫算の必要

豫算は實に一家經營の律にして直接には収入及び支出の標準となり間接には家政の方針を示し以て冗費の濫出を避け事業の失敗の度を減する等一家の支出の如き極めて繁雜なるに至りては一層必要なるものといはざる可からず

## (三) 豫算の原則

### (1) 會計期間の一定

豫算は一定の期間内に於ける收支の見積りなれば其期間にして若し一定せざるときは既往と現在とを比照して家計の状況を通觀する事を得ざればなり  
 而して此會計期間を定むるには各家々の財源によりて斟酌し月或は年或は半季等に定むるを可とす

### (2) 計入制出

これ最も必要なるものにして一家の支出は人々の生活上絶對的最少生計費を除くの外多少伸縮の自由なるものなれば先收入を計りて後之に應じたる支出を定めざる可からず之れ家計の紊亂を防ぐ基なり

### (3) 餘裕の控除

家事經濟の目的は餘裕の貯蓄にありされば豫算を定むるに當り先其收入中より一

割或は二割を控除し之を剰餘として貯蓄す可し

吾人もし收支の適合に満足し毫も餘裕の貯蓄を計る事なくんば經濟上の地位は竟に進歩する事を得ざるべしまた收支の間に自然の餘裕を計るが如き事ある可からず

#### (4) 不足會計法

豫算編成に不足會計法と過剰會計法との二種あり元來豫算なるものは一の見積りに過ぎざるものなれば決算と一致せざる事あるは當然の事なれば過剰主義の如く豫算に不足を生せざらしめんが爲に支出を多く見積るが如きは一家の濫費を奨勵するに至る可し

されば收支の見積りは精確にして周密なる注意と熟練せる經驗とを以て適切なる額を算出す可し然るときは決算に至り不足を生ずるを以て此名あり

#### (5) 豫備費の設置

前述せる不足會計によりて生ずる處の不足額に應ずる方法にして即ち物價の昇降其の他種々なる經濟上の變動によりて超過を來したる場合及び臨時緊急の事故により豫算外の支出を要する場合に應せんが爲め豫算中に豫備費を設くるの必要あり

#### (四) 注意

以上述べたるの外猶之を定むるには兩三年間の收支の平均額を算出し各費目中節す可きを節し加ふべきを加へ慎重審理以て遺漏なきを期せざるべからず

元來一家の豫算を定むるは會計機關たる主婦の任務なり然るに一個人の經費と収入とは年々甚しき異動なきを以て往々煩を厭ふものあれども向後一家の主婦たる者は能く家計を整理し以て自己の職分を完ふすると共に國家の富を作らざる可からず

○嬰兒破傷風の原因及び其豫防法を説く可し

夫れ嬰兒の軟脆にして柔弱なる恰も草芽の萌え出てたるが如きは既に世人の知る處な

り彼のワツペ氏の調査によれば嬰兒の死亡率は實に百分の廿五に達せりと一般に其原因を考ふるときは或は天命の然からしむるもあらんまた氣候の不良空氣の不潔等に起因する事もあらん然れども此時期たるや徹々たる刺戟も過大なる反應を現はすものなれば此任に當るものは能く嬰兒の取扱ひ方を詳知しかゝる不幸に陥らざらん事を期せざる可からず今左に嬰兒破傷風の原因及其豫防法を説述す可し

### (一) 破傷風の原因

嬰兒破傷風は原名「テタヌス」(Tetanus) と云ひ漢法醫は之を臍風と稱し俗にはうづき虫と云ふ

而して此原因は嬰兒の臍帶切斷口より破傷風菌(即ち細長き桿菌にして其所在は不潔なる地中或は塵埃汚物中に存在す)の浸入するに因りて起るものにて總べて破傷風は表皮の剝脱したる處より破傷風菌の浸入したるものを云ひ殆んど治癒し難き創傷病なり

### (二) 豫防法

- (イ) 臍帶の切斷に用ふる剪刀は必ず消毒して用ゐる猶臍帶の切口は消毒す可し
- (ロ) 臍帶の切斷口を被ふ處の脱脂綿或はガーゼ木綿等は豫め消毒したるものを用ゐる其外襁褓衣服等總べて嬰兒の身體に接する者は清潔にす可し
- (ハ) 産室には不必要の物品を除き且塵埃を避け殊に産褥具の清潔に注意す可し
- (ニ) 産婆の衣服は清潔なるを要す
- (ホ) 産湯は勿論其後浴湯に用ゆる水は可成水道の水を適當の溫度(攝氏三十八九度)にて用ゐる而して入浴の際には臍帶を交換す可し假令臍帶の脱落したる後と雖も其全治する迄は臍帶の交換を怠る可からず

元來育兒の專たる婦人の最も重き職分なれば之に對する知識及び周到なる注意を以てせざる可からず若し一旦初生兒期に於て其保護を誤り病芽を發生する事あらば終身健全にして國家有爲の人物を作る事能はざる可し



## 室内の裝飾に關する注意

### (一) 裝飾の必要

凡そ人は自己の身邊を整理し且調和せしむるは、常に己れを感むるのみならず、之によりて高尚なる感情を起すものなり。而して若し吾人が適當なる裝飾の美を好む心即ち美的感情に乏しき時は唯物質上の欲望の爲に支配せられ、遂には野卑に陥りて利己心を強むるが故に、精神上の快樂を得る事も亦難きに至る可し

### (二) 室内の裝飾

室内の裝飾は其國の風俗習慣其他家屋の構造に依りて多少の差異あり。我國風にては床の間に種々なる美術品及び掛物花等を置き、尙額屏風等を以て裝飾するを通例とす。又西洋風にては煖爐のある所を上席とし、我國の床の間に相當する處にして、此上部には鏡或は時計或は人物の肖像、花瓶等を以て裝飾す。すべて國風の裝飾は優美にし

て西洋風は華美なり。

### (三) 室内の裝飾上注意すべき事項 一般的注意

#### (イ) 教育の思想を以てすべし

前にも述べたる如く、己れの身邊を美的に且興味あらしむるは、己れを慰め且高尚なる感情を起さしむるのみならず、兒童の教育上大なる利益あるものなれば家庭を治むるものは能く是等の注意を以てせざる可からず

#### (ロ) 好奇に流る可からず

總べて美を好むものは却て驕奢に陥り或は奇を好むが如き惡弊に陥り易きものなれば、是等に就きては相當なる注意を以てし、唯に好奇心を満足せしむるを以て目的とすべからず。

#### (ハ) 贅澤に流る可からず

裝飾に關して奢侈或は贅澤となるは、己れの地位分限に不相當なる裝飾をなすが如き弊害に陥りたる人の虚榮心を満足せしむるが爲めなるを以て、決して思慮ある人のなすべき事にあらざるなり。

(ニ)骨董的の裝飾に耽る可からず

世人稍々もすれば唯骨董を愛するを以て眞の美と思ひ誤り、己れに不相當なる財産と勞力とを費して、古物骨董を玩ぶが如きは決して獎勵すべき事にあらざるなり。

(ホ)人に美術品を誇示す可からず

眞の美情を有する人は己れの喜びを他人に及ぼさんとする傾向あるものなれども、只己れの虚榮心を満足せしむる爲に美術品を人に誇示するが如き行爲ある可からず。

(ハ)趣味の修養

眞美を愛せんとするには正しき趣味を養成せざる可からず。若し精神上の修養なくして美を賞せんとするときは却て不調和の觀を呈し滑稽に陥る事あればなり。

(四)特殊の注意

(イ)各室に適當なる裝飾を施す可し

假令は一家中にて客間は賓客を請する處なれば最も優美に裝飾品の配置配合を能くし以て來客の心目を樂ましむ可し。これ決して虚飾にあらず、客を重んずるの意を表する爲なり。又老人の部屋は嗜好を察知し、或は茶席に擬へ或は種々なる盆石盆栽を以て裝飾する等、總べて老人の嗜好に適し、且美の範圍を脱せざるやうに注意す可し。又子供部屋にありては忠臣孝子の如き模範的人物の像を掲げ或は動植物の圖書等を以て裝飾し之によりて兒童教育の一助たらしむ可し。

(ロ)床飾の事

床壁の色は掛物花等の色と配合よきものを選びを可とす。其最も適當なる色は焦茶色抹茶色等總べて間色なりとす。

掛物 は古來武家に於ては佛畫を以て眞の飾りと稱したれども元來佛家の飾より來りしものなれば、俗家にては祝儀の日など斟酌すべき事なり。而して床の間右作りなるときは色の目に強く感ずるものを左の方に置く可し。尙二幅物以上を掛け並ぶるときは双方の畫の相呼び相助くる様なるを可とす。

花及び置物 元來花は置物と共に掛物の風致を助くるものなり。花と掛物との關係に於て、第一注意すべきは花を以て掛物の面を掩はざる様にすべし。即ち掛物の豎横又は繪様に依りて花を活くるに或は低く或は高くす可し。又二幅對三幅對の時は花の位置も同じからざれば、從ひて其活け方に注意すべし。

尙これらの關係を趣向の上より云ふときは、假令ば掛物書なるときは花は何にても差支へなければ、掛物もし池邊の景色などの時は蓮萍蓬艸等を活く可し。而して花器の色は成可く質朴なるを擇ぶべし。これ花の美を一層舉げしめんが爲なり。置物も花瓶及び花と相應し、尙床の大小によりて掛物と相犯さぬものを用ゐるべし。

#### (ハ) 棚飾の事

棚は元貴人の手近に使はるゝ調度を置く爲に作られたるものなり。然るに後世に至り之を床の間の傍に作り附たるものが即ち今の床側の棚なり。されば此所におくべきものは一定したるものにあらずれども、其配合にして當を得ざるときは甚だ見よからざるものなれば能くこれらにも注意すべし。

額は元國風の裝飾にあらざれば、あまり多く室内に掛けざるを可とす。殊に床の前は避くべき所なり。

裝飾と整頓と相離るべからざるは更に言を要せざるなり。而して己れに尤も接近せるものに永久の美を保たしむる時は美育上最も強き影響を及ぼす者なり。されば各家庭の程度に應じ適當なる裝飾をなすは決して贅澤にあらず。寧ろ家庭の一大要件として研究すべき價值あるものと云はざる可からず。

## 研究の方法

すべて研究の方法は多少人によりて得意とする所が異なつて居るものであるが、茲には重なる點につきて述るつもりである。

一、書物は唯讀むと云ふだけでは決して研究したのではない。精讀が必要である。文字にあらはれたるところだけを理解して止めるのではなくして熟讀玩味して深き意味を悟るべきである。此の注意の多少が研究者の實力養成に大關係がある。

二、書物に書き入れをなすべし。

書物は固より大切に取扱ふべきものであるが、しかし必要なることは直ちに書物に書き入れをなす方が便利である。自分の思ひつきたること、又は参考となるべきことを書き付けるのは修學上の利益頗る大なるものである。

三、書き抜きを作るべし。

書物を研究してから其の要領の書き抜きを作つておくがよろしい。此の書き抜きはなるべく書物を寫すのではなくして要領を摘記したる、自分自身の心覺えだけのものによろしい。之もかくするのが時間の經濟である。しかして自分では此の書き抜きによりて書物の内容は悉く思ひ起されるやうに勉強するがよろしいのである。

時としては始めは稍詳しき書き抜きを作り更に此れによりて一層略したる書き抜きを作るのも一の方法である。

かゝる書き抜きはなるべき懷中されるやうな小なる手帳に作りをきて、何時でも携帯に便にしておく方が勉強し易いやうである。都合によりては色鉛筆を用ひて圈點などつけておくのもよろしからむ。

四、自ら問を設るやうにすべし。

自分が學びたるところを唯覺えたると云ふだけでは安心出来ない。自ら試みに問を設けてをき即ち問題集を作りをきて、之に向つて答へて見るやうにするがよい。

## 五、試験問題集につきて研究せよ。

以前に行はれたる試験を集めて、之に向つて答を試みるやうにするのも亦適當なる研究の方法である。之によりて試験される程度もわかり、又自分の實力も自ら認め得らるゝものである。

## 六、自ら答を口述せよ。

唯問題に向つて答を考へるだけでなく自ら口述した方がよろしい。之は時間もあまりかゝらずに自分の思想を整頓し得らるゝものであつて至極便利である。

## 七、他の同志者と問答を試むべし。

自分と目的を共にせる者が相集まりて互ひに對話し問答を試み、批評をなすのは大層有益なものである。自分の氣の付かぬ誤りも他人によりて注意され、又は他人によりて見聞を廣め、互ひに利益が多い。

## 八、自己の根本的思想となるものを作れ。

世間には同一の科目に向つても澤山の著書があるから、餘程巧みに勉強せぬと書物を見るだけでも非常に時間を要します。されば先づ適當なる一つの書物を基としてをいて勉強し、而して或る題目の下にて他の書物を参照すると云ふ方法がよろしい、即ち最初は一つの書物だけにてよく覚えをき、其の後に之に加ふるに参考書を以てするのが適當であると思ふ。

## 九、重なる参考書は自ら所有するを使つて。

必らずしも悉くの参考書を購ふのは困難かも知れぬが唯借覽のみにて間に合はずことは通常不便であると思ふ。極めて必要なる重なるものだけは手許にありていつでも調べ得るやうにした方が都合がよい。假令他のことは如何に節儉しても之だけは充分にしてをきたいものである。

## 十、他の経験ある者の談話を聞くべし。

既に試験の経験ある者よりして模様を聞き経験上の所感を話してもらうのは修學上

利益が多いと思ふ。之も是非心がけてもらひたいものである。  
今重なる参考書を左に掲ぐ。

### 裁縫科参考書

- 裁縫教科書 二冊 谷田部順子著
- 裁縫教授法 谷田部順子著
- 裁縫教科書 三冊 渡邊辰五郎著
- 新式裁縫教授書 二冊 樋口米子著
- 裁縫教科書(相澤流) 二冊 岩間弓合著  
大津山 錦織竹香著  
木村知治著
- 普通裁縫教授書 錦織竹香著
- 洋服裁縫教科書 木村知治著
- 新案裁縫教授書 大村忠二郎著

和洋裁縫教本

第三册

堀越千代子著

化學工業全書

帝國大學發刊

應用化學

蜂屋貞興著

工業染色法

河原一郎著

工業用植物纖維

齋藤賢道著

衣類整理法

石川弘藏著

織物集覽

高等工業學校發刊

日本工業史

横井時冬著

日本風俗史

藤岡作太郎著

裝束申圖圖解

關根正直著

### 家事科参考書

家事教科書 二冊  
 家計簿記法 二冊  
 家政學 二冊  
 家事提要  
 (衛生)  
 俗食物養生法  
 衛生新書  
 衛生綱領  
 日用化學  
 (育兒)  
 兒科必携  
 母のつとめ

佐方 鎮野 合著  
 後閑 菊野 子  
 佐方 鎮野 子 合著  
 下田 歌子 述  
 佐方 鎮野 子 合著  
 後閑 菊野 子 合著  
 石塚 左 立著  
 中濱 東一 郎譯  
 坪井 次 郎譯  
 井上 正 賀著  
 弘田 長 編纂  
 三島 通 良著

普通育兒法  
 家庭教育  
 家庭教育法  
 實際的兒童學  
 (看病)  
 傷病應急手當法講義  
 普通看護學  
 (經濟)  
 家事經濟學  
 經濟大意  
 經濟學教科書  
 (作法)

木邨 鉞太郎 編纂  
 松本 孝次 郎著  
 利根川 與 作著  
 松本 孝次 郎著  
 三好 常三 郎講述  
 佐伯 理一 郎著  
 後閑 菊野 子 合著  
 大山 斐 磨 著  
 河津 暹 著  
 河津 暹 著  
 河津 暹 著

女子作法書 二冊

佐方 菊野 合著

(教授法)

教授法汎論

小山左文二著

教授法各論

小山左文二著

(料理法)

家庭割烹講義錄

井上 善兵衛 講述  
宇野 彌太郎

家庭十二月料理法

赤堀 峯 翁外二名著

(心理學)

普通兒童心理學

松本孝次郎著

教育的心理學

高島平三郎著

(教育學)

新編教育學

松本孝次郎著

教育法撮要

伊藤 弘 一著

以上舉げたるの外尙民法上の知識も必要なる可し(衣服に關したる事は裁縫參考書を参照す可し)

### 家事科檢定試験問題集

第六回 檢定試験問題 (明治廿六年)

衣食住 九時より十一時迄

(一)居住すべき土地の撰擇につき注意すべき點を列記すべし

(二)流行と衣服との關係を述べし

(三)一家の常食に關し献立をなし其可否につき理由を記して説明すべし

簿記

(一)家計簿記の効用をあぐべし



(二) 記入法につきて特別に注意すべき事項を問ふ

作法

- (一) 作法とは如何なるものなるか
- (二) 接客につきて心得を記すべし

育兒法

- (一) 断乳期前後に於て小兒の取扱ひ方を問ふ
- (二) 小兒に與ふる玩具は如何なる心得を以て擇ぶ可きや又之をもて教育上裨益あらしむ方法如何例をあげて明記すべし

第七回 檢定試験問題

- (一) 衣服と身體との關係を説き各種地質の得失をめぐべし
- (二) 日常食時に於て食物を配合するに如何なる注意をなすべきや
- (三) 家屋の間取につきて注意すべき要件をめぐべし

(四) 一家の金錢出入を記載するに用ふる帳簿の種類をあげて其記入の方法を示すべし

育兒法 午後一時より二時半迄

- (一) 断乳期前後の手當方を問ふ
- (二) 小兒に與ふる玩具は如何なる心得を以て擇ぶ可きか又之を以て教育上裨益あらしむるには其教導の方法如何

第八回 檢定試験問題

- (一) 衣服の保存に關する心得を詳記せよ
- (二) 食物調理の目的を説き其方法の重なるものにつきて得失を明記せよ
- (三) 居住すべき土地の撰擇につきて注意すべき點を列記せよ
- (四) 出入帳の一覽表を作る方法并に理由を記述すべし
- (五) 次の諸項を日記帳に記入す可し

<sup>1/19</sup> 松の鉢植但し鉢共

金一圓七十錢

- 4/21 醫師の車夫へ心付け 金二十錢
- 4/22 湯 錢 金七錢三厘
- 4/25 古戸障子の賣却代 金一圓十五錢
- 4/25 菓子一折但し某へ遺物 金 一圓
- 4/27 袴仕立代 金三十五錢
- 4/28 遺失金 金五十錢
- ク 石油一罐 金九十七錢
- 4/29 家族一同王子行に就き費用 金四圓三十錢
- ク 生命保險會社へ拂込金 金一圓五十九錢

以上八時より十二時迄

育 兒 法

(一)胎教の必要なる所以及之に關する心得を問ふ

(二)幼兒の德育上家庭教育に於て注意すべき主要なる諸件を明記し列舉して其梗概を説くべし

第九 回 檢定試験問題 (一時より三時迄)

(一)衣服の目的を説き其擇び方に關する重要なる要件を列舉すべし

(二)食品の原質中蛋白質脂肪及澱粉の人體に於ける効用を説き之に該當せる食品を配當して常食の献立二例を作るべし

(三)家屋を建築するに當り壁及天井に就きて注意すべき事柄を擧げよ

(四)家計簿記の効用を記述すべし

(五)家計簿記に必要な各種帳簿の目的を記入すべし

育 兒 法

(一)小兒は齒期の狀況及手當の方法を問ふ

(二)幼兒をして言語を練習せしむるには如何なる事に注意すべきか

第拾回 檢定試驗問題

豫備試驗問題

- (一) 衣服を調製するに當りて注意すべき事項を列擧せよ
- (二) 食物の原質并に調理法と其消化との關係は如何日用食品に就き例を擧げて之を詳記すべし

- (三) 疊及建具の擇び方に就き必要なる事項を記入すべし
- (四) 嬰兒の乳養に關する心得を問ふ
- (五) 左の諸項を日記帳に記入すべし
  - $\frac{1}{1}$  清水燒煎茶碗壹組 金壹圓八十錢
  - $\frac{1}{2}$  來客接待用ビスケット二斤 金三十錢
  - $\frac{1}{10}$  湯札三十枚 金三十錢
  - $\frac{1}{4}$  長女花子稽古用插花代 金拾錢

- $\frac{1}{6}$  掃除會社本月分 金三錢
- ク 洋服附屬品洗濯代 金廿二錢
- $\frac{1}{6}$  古新聞紙屑其他不用品賣却 金八拾五錢
- $\frac{1}{7}$  茶 一斤 金五拾錢
- $\frac{1}{8}$  日用半紙五帖 金拾二錢
- $\frac{1}{9}$  臺灣地圖一枚 金拾五錢
- $\frac{1}{10}$  貯蓄銀行へ貯金 金五圓

第十回

本試驗問題

- (一) 刺戟性食物とは如何其營養上の利害如何
- (二) 建坪三拾五坪以内の家屋圖面を製して其間取の考案を表はす可し但し家の種類室の廣狹多少等は隨意とす

(三)家計簿記法の教授綱目及教授の順序方法を問ふ  
(四)小兒に聞かすむ可き談話の擇び方及其談話の方法に関する事項を詳記すべし

口頭

(五)修業年限六ヶ年にして小學校より進める高等女學校生徒に家事を教授するに當り左の件につきて考案を問ふ

(1)教授すべき綱目

(2)各綱目の配當

(3)教授の方法

(4)毎週教授時數

第十一回 檢定試験問題

豫備試験問題

(一)衣服につきて作法上注意すべき要件を問ふ

(二)滋養物偏用の害を擧げ且其理由を詳記すべし

(三)厨房用諸什器購求の注意并に保存の方法を記すべし

(四)家計簿記に用ゆべき諸費用の名稱をあげ其撰定につきて心得を説くべし

(五)初生兒の保護に關して必要なる事柄を記すべし

第十一回 檢定試験問題

本試験問題

(一)高等女學校に於て割烹實習の爲所設すべき厨房及之に附屬せる食堂の圖面を製して其方向間取廣狹等の考案を表はし且厨用品の配置をも記入す可し但し生徒一回に於て十人宛實習せしむる事とす建坪其他設備は隨意にて爲すべし

(二)献立を作るに當り注意すべき事柄を列記し且常食及食饌の各一例を擧ぐべし

(三)金額并に費用等を假定して一家出金の一覽表を作り且其効用をあげべし

(四)小兒の痙攣及火傷に當りし救急法を記すべし

(五)衛生と經濟との關係に就き心得べき要點を述べし

第十二回 検定試験問題

豫備試験問題

(一)修業年限四ヶ年の高等女學校生徒に授く可き家事科の教授細目を作るべし

(二)左の事項を日記帳に記入すべし

- 一 日 前月より越高 金七拾圓
- 同 官報代本月分 金六拾錢
- 一 日 太郎月謝 金貳圓
- 二 日 菊の鉢植三鉢 金五拾錢
- 三 日 天長節につき親戚集合祝宴費 金六圓拾五錢
- 五 日 貸家料本月分受取 金廿圓

同 手桶箱取替 金八錢

八 日 長女花子に人形一ヶ 金三拾錢

十一日 古事記豫約金 金拾圓

十四日 小學校新築につき寄附金 金拾一圓

十七日 客室用ランプ壹鈞 金貳圓五拾錢

二十一日 煙草二斤 金六拾錢

二十三日 俸給本月分 金壹百圓

二十六日 秋山氏へ餞別としてハンカチーフ一箱 金壹圓

二十九日 紬壹反 金五圓八十錢

二十九日 蝙蝠傘壹本 金壹圓七十錢

三十日 月末拂賄費 金四拾圓

(三)家屋の構造につきて種類をあげて其得失を述べし

(四)衣被料の吸水性及通氣性に關して左の三種を説くべし

(一)吸水性及通氣性の衛生上必要なる事をあげべし

(二)吸水力強きもの及通氣性不良なるものゝ例

(三)通氣性の良否を試験する方法

(五)婦人懐胎中の攝生に就きし其要點を擧ぐべし

(六)創傷に對する手當法を記す可し

第十二回

本試験問題

(一)衣服をして保温の目的に適せしむるには地質撰擇及使用の方法に關して如何なる注意を要するか其理由を詳記せよ

(二)建坪三十七坪にして二階建家屋の圖面を製すべし室の種類を用ゆべく各室の多少及廣狹は隨意にて可なり

玄関、客室、二ノ間、書齋、子供部屋(二歳の幼兒一人)茶の間、臺所、納戸、化粧部屋、

下女部屋(下女二人)湯殿、廁、物置

(三)家庭に於ける兒童の訓練に關して賞罰の心得を説くべし

第十三回 檢定試験問題

本試験問題

(一)師範學校女生徒に家事科中衣服の調製の條を教ふるに當りて用ふ可き教授草案を作り其事項及教授の順序方法を明記すべし

(二)食品の貯藏法數種をあげて其理由を述べべし

(三)子女の監督に關する心得を詳記すべし

(四)一家に於て救急用に充つべき繃帶用法二三を擧げて之を圖解すべし

第十四回 檢定試験問題

豫備試験問題

- (一) 建坪三十五坪にて平家建家屋の圖面を製す可し但し室の種類廣狹多少は隨意とす
- (二) 家計簿記法に用ゆべき月末計算表の記入法を説明し且其効用を述べし
- (三) 傳染病者の看護法に就て心得べき要件をあぐべし
- (四) 女子の體育に關し家庭に於ても注意すべき事項を説くべし

第十四回

本試験問題

- (一) 修業年限四ヶ年の高等女學校第三學年に用ゆべき家事科教授草案三時間分を作るべし

但し其教授事項は文部省令高等女學校學科程度標準によりて之を撰定すべし

- (二) 左の事項を日記帳に記入すべし

三月廿日 手元現在高 金五拾圓  
 廿一日 座敷部屋疊替入費 金拾五圓三拾錢

同 國元松山氏へ歳暮として物品送附につき運賃 廿四錢  
 同 竹川氏に立替金 金壹圓  
 廿二日 貯蓄銀行より引出し 金三拾圓  
 同 火災保險料半期分 金三拾圓  
 同 衛生組合費本月分 金拾錢  
 廿三日 紫リンス風呂敷二枚 金六拾錢  
 同 洋服屋の手附金 金拾圓  
 同 主人俸給本月分 金百圓  
 廿四日 長女梅子へ靴一足 金一圓八拾五錢  
 廿五日 次郎へ玩具 金拾八錢  
 同 竹川氏より立替金返濟 金壹圓  
 廿六日 雜品賣却代 金壹圓五拾錢

(三)肩より上臂下臂を通して腕關節迄繃帯を施さんとす如何なる用法に據るか圖を掲げて解説すべし

(四)瘡瘡手當法並に其豫防を記すべし

(五)腺病質の小兒の状態及び之に對する養育法を述べし

第十五回 檢定試験問題

豫備試験問題

(一)土地の自淨作用には何をいふか詳に之を解説すべし

(二)左記の品種を用ひて現今の季節に適合せる饗應の獻立例一を作るべし  
吸物、刺身、口取、焼物、煮肴、酢之物、椀盛、鉢の物、猪口、汁、香之物

(三)幼兒に對する説話の心得を列記し簡單なる童話一例をあげて其術を説くべし

(四)各種衣服料の衛生上に於ける得失及其理由右の題目によりて修業年限四ヶ年の高等女學校三年生授業に用ゐる可き教授草案を作るべし

第十五回

本試験問題

(一)生産及消費に關す經濟上の要件をあげて兩者の關係を説くべし

(二)幼兒をして博愛の心を養成せしめんには如何なる訓練による可きか其方法を詳記すべし

(三)諸種の毒蟲に螫れたる時の整傷の状態並に其救急法を記すべし

(四)建坪三十五坪を用ひて總二階造家屋の圖面を調製すべし

但し家族は家に主婦老父母幼兒二人書生一人傳婢炊婢各一人

第十六回 檢定試験問題

豫備試験問題

(一)諸種の人工採光法に就きて得失を擧げよ

(二)歳首、賀壽、遠忌



右三種の場合に於ける國禮の室内裝飾即掛物其他置物棚飾につきて各自の考案を述ぶべし

- (三)夏期の饗應に用ゆべき吸物及口取(三種)の献立を撰定し其調理法を詳記すべし
- (四)中學年齢の男子に對する家庭の監督法を説くべし

第十六回

本試験問題

- (一)建坪五十坪前後として官吏(家族は老母夫妻子供三人書生一人下婢二人)の住宅を建築せんとす其圖面を調製す可し但し右若干坪を二階建とす

- (二)左の事項を日記帳に記入すべし

十月廿一日俸	給	百五拾圓
老母小遣		七圓
月謝		貳圓

給料		五圓五拾錢
來客費用		壹圓貳拾五錢
足袋三足		五拾壹錢五厘
來客用座蒲團五枚		貳拾圓
西京親戚へ物品郵送費		貳拾四錢
二十二日 石鹼一箱		九拾錢
炭一俵		壹圓
古寶叢書豫約金		壹圓五拾錢
慈善會切符三枚		六圓
國旗		六拾錢
貸地七百坪地代受取		百五圓
植木屋二人一日雇		壹圓

寶丹一包

貳拾錢

(三)左の事項を高等女學校第五學年の生徒に教授するものとして一時間分の教授草案を作るべし

一 綑帶用法

口 頭

(四)衣服保存に關する心得を問ふ

第十七回 檢定試験問題

豫備試験問題

(一)給水法の種類得失及使用者の注意すべき要點

(二)綿布、絹布、麻布、毛布の四種を用ひて單衣を調製せんとす右材料につきて之に適當なるもの各三種を舉げて且つ之を撰擇したる理由を述べし

(三)月收入百圓家内七人(親一人主人主婦子供二人書生一人下婢一人)右の假定によりて

八月中の日用帳を調製すべし

但し収入を通じて二十項内外とす

(四)實布的里亞に雇れる小兒の看護并に發病前後の状態及治療に關する注意を詳記すべし

第十七回

本試験問題

(一)新婦を迎へし後披露の祝宴を開くに當り賓客の接待に關して必要なる事項を左の數件によりて記載すべし

(1)玄関、携帶品置場、化粧室、待合室、宴會室、右各室配置の圖面并に裝飾

(2)饗膳の献立

(3)餘興

(二)二婢僕待遇の方法に就きて各自の考案を述べよ

(三) 修業年限三ヶ年の高等女學校に授く可き家事科の教授細目を作るべし

但し教授時數三時間

口頭

(四) 家庭に於て兒童に公德を教ふるには如何にすべきか

第十八回

豫備試験問題

- (一) 營養標準とは何を云ふか既定のもの三種を挙げ献立の例を附記して之を解説すべし
- (二) 一家の會計豫算編成につきて守るべき原則を列記し其梗概を述べべし
- (三) 避暑に適すべき別荘を新築せんとするに當り左の數件につきて各自の考案を記載すべし

- (1) 土地の撰定
- (2) 家屋の圖面

- (3) 屋根の形狀材料
- (4) 建具及敷物
- (5) 塙垣及門
- (6) 庭園

(四) 嬰兒破傷風の原因及豫防法を解くべし

本試験問題

- (一) 親戚知人を招き觀菊を兼ねて祝捷の宴を催さんとす左の事項につきて記載すべし
  - (一) 招待狀、用紙、封筒
  - (二) 迎接の注意
  - (三) 賓客の接對に要する諸室の裝飾
- (四) 餘興
- (五) 食事の献立

(六)送客の注意

(二)年俸一千圓

家族六人夫婦、子供二人(十二歳及九歳)弟一人(二十歳)妹一人(十七歳)

下婢一人

職業 教師

居住地 東京

家屋 借家

右の假定によりて一ヶ年間の收支一覽表を製すべし

(三)高等女學校四學年の生徒に一家の管理法を教授するに當りて用ゆべき教授案二時間

分を作るべし

口頭試験

(四)戦時に於ける一家の財政及子女の教育法

裁縫科検定試験問題集

第八回試験問題四時間 明治二十七年四月

一、中巾縮緬 長さ四丈巾一尺三寸

右の布にて 一女物羽織 表一 一女物被布 同一

右裁方積り方を記せ且つ裏に用ゆる布は幾尺要するや

二、紐下二尺二寸五分の八布遣ひ袴を製するに布何尺を用するや裁方并に縫方順序を記すべし。

三、白絹半反にて四ツ身小袖半身を縫はしむ

二、金布木綿五尺にてシャツを裁たしめ肝要なる部分(袖口衿等)を縫はしむ

第九回試験問題 (明治二十八年)

- 一、(一)裁縫を教授するに雛形を用ふる可否
- (二)、専業師範學校女生徒に裁縫を教ゆる順序方法概略を記すべし
- 二、巾一尺長さ二丈四尺八寸二分にて八布遣ひ馬乗袴の裁方積り方を記せ且つ出來上り寸法を明細に記すべし
- 三、巾九寸五分丈五丈八尺(兩面物)右の布にて十二才及び六才の女兒袴一枚宛及び十才の女子羽織表一枚を裁合さんには其積り方如何但し袴には相當の肩揚げ腰揚げを見積るべし。
- 四、男物單羽織半身を縫ふべし。
- 五、二尺巾金巾三尺にて子供洋服の極簡單なるものを縫ふべし

第十回試験問題 (明治二十九年)

- 一、片面物長さ二丈九尺二寸(巾一尺二寸)にて年齢十二歳の女子の衣服と女兒の一ツ身を製せんとす其裁ち方積り方を記すべし、但し成可残り切の少なきを宜とす
- 二、二丈九寸(巾一尺二寸)裏地一丈二寸並巾を用ひて男羽織を製する裁方を記すべし。
- 三、合級生徒(假令ば尋常三四年、高等一二年)を教授する場合には如何なる順序方法を以てすべきや

四並巾絹七尺にて四ツ身綿入前の部分全體を縫ふべし。

五、金巾一尺三寸(巾二尺)にて本裁シャツの袖口一とつ縫ふべし但しミシンを用ふ

試験用品

- 一、紅 絹 一丈三尺 一、天笠金巾 二丈八尺
- 一、紅絹縫糸 二 匁 一、白ソベ糸 二 匁
- 一、白カタン糸 五十番四ツ 一、青梅綿 十 六 枚

第十一回豫備試験問題 (明治三十年)

- 一、裁縫教授の際生徒の姿勢を正すに注意すべき箇條を擧げよ
- 二、一級四十人の生徒に用布紬類にて男袴羽織を教授するに當り其適當なる教授の順序方法及び之に要する時數の大略を記すべし。
- 三、巾一尺六寸五分總丈三丈にて本裁女羽織一枚但し仕立上行一尺六寸五分其他の寸法通常
- 中裁一枚被布但し仕立上行一尺五寸三分其他の寸法行きに順ず
- 右二枚の裁合せ並に積り方を記すべし。
- 又其裏地は各何尺を要するか。
- 四、中巾縮緬にて女服表一枚並に下着の廻り但し表のみ裁合すとせば何尺の用布にてなすべきか其裁ち方積り方を圖解す可し

五、常巾二丈にて四歳位の女兒の洋服裁方積り方を圖解すべし。以上四時間

第十一回本試験問題 (明治三十年)

- 一、材料
- 一、色絹 五丈八尺
- 一、白奈良晒 五丈八尺 一、白練り 九尺五寸
- 一、形更紗 大巾一丈八尺 一、白絹縫糸 三 匁
- 一、白木綿糸 三 匁 一、白カタン糸 五十番四ツ

第十二回豫備試験問題四時間 (明治三十一年)

- 一、生徒三十人に對して二人掛の机二十脚を用ふるものとして絹布にて本裁男物袴を教授するに當りて一齊に豫定時間に修了せしめんとせば其裁ち合せ標付の際の机の配置如何すべきか

又其教授の方法及び之に要する時間をも記すべし

二、高等女學校三學年にて卒業するものと定め各學級に就き左の事項を明記すべし。

一、教授材料品                    二、教授時數                    三、教授の方法

三、十二歳の女兒に中裁綿入表一枚十歳の女兒に中裁羽織表一枚五歳の女兒に三ツ身裁別衽綿入の表一枚右三枚を紬縞一尺(巾九寸五分)のものにて裁合すものとし其裁方積り方を圖解すべし

四、巾一尺五寸長さ一丈三尺五寸の片面物にて男物單衣羽織の裁ち方積り方を圖解すべし

五、片面物大巾ニヤール七分にてシャツの裁方を圖解し縫方順序を明記すべし

### 第十二回本試験問題

一、高等女學校に裁縫を教授するに當り各級すべて一齊にすることの可否に就きて意見

見を述べべし

二、本裁單馬乘袴に就きて其裁方及び縫方の教授方法を明記すべし

三、長さ九尺巾一尺六寸の布あり之を以て着丈二尺の女子の衣服を調製せんとす其裁方を圖解し其積り方を記入すべし

四、比翼縫綿入袖一ヶを縫ふべし

五、十二三歳の男子のツボン下を裁縫すべし但しミシンを用ふべし

### 第十三回本試験問題(明治三十三年二月)

一、一尺巾の布十反にて二十人の生徒に身丈二尺の小裁被布を教授するに當り一枚に付裏切一丈二尺八寸を用ゆると定め之に因りて表用布の裁ち方を圖解し且つ仕立上り寸法を明記すべし

二、一尺二寸巾の縮緬にて胴拔無垢二枚を調製せんとす裙の丈一尺三寸五分と定め其

裁ち方を圖解し丈巾を記入すべし。

三、並巾片面深長さ一丈三尺一寸にて三ツ身羽織を裁つに丈二尺三寸後巾六寸五分とし一ヶ所はぎとなすとせば如何なる裁ち方を用るるべきや之れを圖解すべし。

四、「ミシン」を用ゐて洋服下着裾飾の一部を縫ふべし。

五、白絹八尺にて比翼小袖上前を縫ふべし但し衽ふきは一寸とす。

第十四回豫備試験問題四時間(明治三十三年十一月十七日)

一、裁縫教授の目的及び他教科目との關係を記せ

二、裁縫の教授上衛生に關する一切の事項を記載せよ

三、並巾三丈物織小紋一反にて女物を裁たんとするに其織始めより五尺一寸の處幅の端の方に凡五寸四方の織むらあり又終りより二尺二寸の處幅の中央にも凡三寸四方のきずあり着用の上此二ヶ所のきずの目立たぬ様せんには如何なる裁方によるべき

か其寸法を記入して圖解すべし

四、並巾三丈三尺の布にて筒袖の袷及び羽織裁つに二枚とも後幅は縫上の七寸にせんとす其裁方を圖解し且つ積り方の算式を記載すべし

五、中幅縮緬一反にて女物被布の裁方を圖解し又其裁方順序を明細に記入すべし

第十四回本試験問題三時間(明治三十四年一月二十七日)

一、左の事項を高等女學校第一年に教授する者をして其教授草案を記載すべし

本裁單衣男物裁方

二、女物大幅(二尺六寸)の布を以て女大人物無垢上着並に上着の廻り一枚を裁たんとせば其布地何程を要するか又裁方の圖及び寸法を記載すべし

三、ふらねる大幅を以て胸當及び折衿附大人物しやつを裁たんとするには如何なる裁方によるべきか之を圖解すべし



但し各部の寸法は圖中に記入すべし

- 四、博多男帯一筋仕立方
- 五、縮緬女物  
右袖仕立方
- 六、女兒洋服  
上着一枚仕立方

第十五回豫備試験問題四時間(明治三十四年十一月)

- 一、修業年限三ヶ年の高等女學校に授くべき裁縫科の教授細目を作るべし  
但し毎週の教授時数は明治三十四年三月發布の高等女學校令施行規則による
- 二、裁縫教授に入用なる備品の名稱品質及其構造若くは寸法の大要を記載すべし
- 三、用布フランネルにて五六歳の子供の「シャツ」と「ズボン」下との裁方を圖解し之に各部の名稱寸法を記入すべし
- 四、紋縮緬中幅一匹(五丈二尺)を以て前衿裁並タテナラビに四ツ身着物表各一枚と四ツ身被布表

一枚とを裁合さんとせば如何なる裁方によるべきか又各部の名稱及び裁切り寸法を圖中に記入し且つ積り方の算式をも記載すべし

- 五、十番馬乗袴の裁方順序を記載し且つ襷取りの寸法を圖解すべし

第十五回本試験問題四時間(明治三十五年一月)

一、衣類の洗濯

右の事項を高等女學校第三學年の生徒に教授するものとして其教案を調製すべし  
(但し洗濯用品に於ける化學作用の大要をも記載するものとす)

- 二、我邦女服の得失を擧げて改良の要點を記述すべし
- 三、用布カシメヤチャール四分にて大(大人)中(凡十二三歳)小(凡六七歳)三種の女袴の裁合せ方を圖解し之に各部の稱種寸法を記入すべし
- 四、用布中幅縮緬にて女服無垢並に女無雙羽織の裁合せ方を圖解し之に各部の名稱寸

法を記入し且つ其積り方の算式をも記入すべし

(但し色は二枚共同様模様は無垢は裾羽織は胴裏のみに染め出すものとして各部の模様を置くべき箇所<sup>ニ</sup>其寸法を記入すべし)

實地試験 十六時間

五、無垢女服左年身(用布白絹)寸法普通

但し衽八分

六、男兒(四五歳)水兵形洋服上着(用布リンネル)

第十六回豫備試験問題 (明治三十五年)

一、裁縫科の普通教育に於ける價值を論ぜよ

二、左の諸項を説明すべし

(一)衣服を仕立しむる前に基礎技術として授くべき事項

(二)裁縫科の教授細目を調製するに當り教材の配當に付きて注意すべき要項

(三)高等女學校の教材に手藝を加ふるときは何學年の何學期より何時間之を分割すべ

きか其最適當なる學年學期時間數並に其理由如何

三、中幅縮緬五丈を以て大人並に小供物(七歳位)の無垢振袖を裁合さんとせば如何なる裁方によるべきか又各部の名稱及び裁切り寸法を圖中に記入し且つ積り方の算式をも記載すべし

四、並巾物にて四ツ身裁方三種以上を擧げて各部の名稱寸法をも圖中に記入すべし

五、本比翼と附比翼との區別を述べ且つ本比翼の縫方順序並に下着のつめ方の寸法を明細に記載すべし

第十六回本試験問題

一、並巾片面物三ツ身裁方

右の事項を高等女學校第二學年の生徒に教授するものとして其教案を調製すべし。

二、大巾縮緬(一尺六寸)三丈五尺を以て本裁女物並びに四ツ身羽織表一枚を裁合さんとせば如何なる裁方あるべきや且各部の寸法を圖中に記入すべし

三、用布フラチル大人シミズ並びにツボン下(中裁)の裁方を圖解し又其各部の名稱寸法及總尺數を明細に記載すべし

實地試驗

- 四、單本重左袖(二時間)但し丸は一吋五分右材料は麻白絹
- 五、四ツ身比翼左半身材料紅絹二丈但し一寸衤(七時間)
- 六、子供一歳未滿の洋服上着右材料更紗金巾二尺巾四尺五寸(六時間)

第十七回豫備試驗問題(明治三十六年八月三十日)

一、左の三項を説明せよ

- (一) 上布、繭紬、リンネルの各原質
  - (二) 動物性纖維に植物纖維性維その最簡單なり識別法二種
  - (三) 木綿漂白法の大略
- 二、裁縫教授に最必要なる掛圖及び標本は如何なる種類なるか其製作法の大要を記載すべし
- 三、中幅縮緬一疋(五丈四尺)にて綿入比翼無垢と三ツ身筒袖被布の表とを裁合さんとせば如何なる裁方に依るべきか又各部の名稱及裁切り寸法を圖中に記入し且積り方の算式をも明記すべし

第十七回本試驗問題(明治三十六年)

一、左の教材に就き教授案を調製すべし  
但し學年は隨意に撰定すべし

教材 本裁袴羽織男物標附ケ方

授業時間二時間

二、十布遣ひ袴表裏の裁ち方を圖解し之に各部の名稱寸法を記入し且積り方の算式をも詳記すべし 但し用布は表仙臺平裏用布甲斐絹にす

三、東コート(女物)の普通仕立上寸法及縫方順序を明記すべし

實地試驗

一、本裁女單羽織前縫

二、打掛前縫(左前)襷一寸五分(實物大)用布表八尺二寸五分裏八尺七寸五分

三、(實物大)の婦人服(全體)

第十八回豫備試驗問題

一、普通教育に於ける裁縫科の教授方法を一齊的になさんとせば其材料品の準備及び取扱ひ方は如何にして可なるべきか

二、高等女學校若しくは女子師範學校に於て洗濯法を實習せしめんには如何なる設備を要すべきか但し洗濯場は圖面を製して説明すべし

三、用布小倉袴地一反にて小裁(五才位)並に中裁(十歳位)の男袴の裁ち合せ方を圖解し之れに各部の名稱寸法を記入し且つ積り方の算法を記載すべし

四、綿入比翼の標附け方を明細に圖解し之れに各部の寸法を記入すべし

五、中裁(八九歳)運動シャツ並にズボン下の裁ち切り寸法裁ち方の圖仕立上の形狀及其寸法を詳記すべし

第十八回本試驗問題

一、高等小學第一學年及第二學年の二箇學年を以て編制せる複式の學級に授くべき裁縫科の教授案を調製すべし

二、中巾縮緬にて本裁無垢并に下着廻り無垢二枚の裁方を圖解し之れに各部の名稱寸

法を記入し且つ積り方の算法并に用布の總丈をも記載すべし

九八

實地

- 三、女服上前の八分裙を縫ふべし  
但し用布は白羽二重
- 四、二三歳の西洋帽子を縫ふべし  
但し用布メリンス
- 五、大人の折襟シャツを縫ふべし  
但し用布は綿ネル六尺
- 六、女物無双羽織左身頃を縫ふべし

小學校裁縫專科正教員試驗問題例

○明治三十三年十一月施行 (東京府)

- 一、裁縫科と他學科との關係は如何あらしむか
- 二、左の寸法に男物羽織を縫ひ上げんには表裏の用布何程なるか積り方及算式を示せ  
袖丈一尺四寸五分身丈二尺六寸前下一寸五分ヒモチの下一尺一寸
- 三、男物單衣を以て男袴に直さんには如何に用ふべきかを圖解し其寸法をも記入すべし
- 四、木綿を以て女物浴被布の半身を縫ふべし
- 五、絹布を以て比翼下前の襦を縫ふべし  
(衿先を除く)出ぶき一寸

○明治三十四年五月の施行 (東京府)

- 一、小學校に於て補綴法を授くる時期及其各種類に付教授法を詳記せよ
- 二、幅三尺四寸長四ヤール七分の布を以て七八歳及十歳位の女兒の襦なし袴の裁合方

九九

- 及寸法を圖解せよ
- 三、中裁の被布の裁方及寸法を圖解せよ
  - 四、絹の切二尺五寸にて比翼の袖を縫ふべし
  - 五、木綿の切三尺五寸にて羽織片身を縫ふべし

### 高等女學校家事科問題集

- (一)、家事經濟の要旨を述よ
- (二)、經常收入及び臨時收入の意義を明らかにし且つ其差別を述べよ
- (三)、支出の意義及び支出に關する注意を述よ
- (四)、生計費とは如何
- (五)、臨時費とは如何
- (六)、保險とは如何又保險の種類を舉よ

- (七)、貯金の必要を述よ
- (八)、日用品と裝飾品との區別
- (九)、被服の品質を舉げ且つ其の各々につきて特質を述べよ
- (十)、衣服の撰擇上注意すべき點を述よ
- (十一)、染色と品質との關係
- (十二)、色の配合上注意すべき事項
- (十三)、被服保存上必要なる事項を述よ
- (十四)、織物の害蟲驅除法及び豫防法如何
- (十五)、洗濯に要する準備及び藥品如何
- (十六)、重なる汚點拔法を舉げて之を説明すべし
- (十七)、經濟と飲食物との關係
- (十八)、飲食物に關する衛生上の主要なる注意

- (十九) 飲料に就きて注意すべき事項を述よ
- (二十) 食品の撰定上注意すべき要點を記せ
- (二十一) 牛乳鑑定法を述よ
- (二十二) 飲料水試験法を述よ
- (二十三) 飲食物貯藏に關する重もなる方法如何
- (二十四) 食器の取扱上注意すべき點如何
- (二十五) 居住撰擇の標準如何
- (二十六) 家屋の構造上必要なる注意如何
- (二十七) 室内の裝飾に關する主要なる心得
- (二十八) 庭園は家庭教育上如何なる必要ありや
- (二十九) 主婦の務を述よ
- (三十) 母の務につきて叙述すべし

- (三十一) 養老に關する重もなる注意
- (三十二) 交際上心得べき事項
- (三十三) 賓客招待に關する重もなる注意如何
- (三十四) 賓客たるものゝ心得如何
- (三十五) 訪問の種類及び訪問に關する心得
- (三十六) 胎教とは如何
- (三十七) 小兒の被服に就きて心得べき事項
- (三十八) 乳母の撰擇上注意すべき點如何
- (三十九) 育兒上主要なる事項
- (四十) 重もなる小兒病を舉げて之に關する心得を述よ
- (四十一) 家庭教育上心得べき要項
- (四十二) 服藥上必要なる注意

(四十三) 看病者一般の心得

(四十四) 傳染病者看護の心得

高等女學校裁縫科問題集

- (一) 並幅の布を以て一ツ身筒袖を裁つに袖丈五寸身丈二尺三寸にせば其用布何程なるか  
且其積り方及び裁ち方の圖を記せ
- (二) 並幅一丈二尺を以て半幅衿の大一つ身を裁たんとするに袖丈一尺三寸五分とせば身丈何程なるか又裁ち方の圖をも記せ
- (三) 大巾(二尺)四尺を以て一ツ身筒袖を裁たんとせば如何なる寸法による可きか併せて裁ち方の圖をも記せ
- (四) 並巾一丈九尺の布を以て一ツ身二枚を裁たんとするに身丈二尺一寸五分とせば袖丈何程なりや併せて裁ち方の圖をも記せ

(五) 片面物並巾半反を以て三ツ身を裁たんとせば其裁切寸法及び裁ち方の圖を記せ

(六) 幅一尺の片面物を以て三ツ身二枚を裁つに袖丈一尺五寸身丈二尺六寸にせば其用布何程なるか其積り方及び裁ち方の圖を記せ

但し衿は鈎衿の事

(七) 一尺巾の布を以て三ツ身筒袖を裁つに袖丈六寸身丈二尺八寸にせば其用布何程なるか

(八) 中幅物(二尺二寸)にて長さ一丈一尺二寸の布を以て三ツ身を裁たんとせば其裁切寸法及び裁ち方の圖を記すべし

(九) 並巾二丈を以て普通の四ツ身を裁つに袖丈一尺八寸にせば身丈何程なるか

(十) 前題と同尺の布を以て衿巾を廣くなさんとせば如何なる裁方によるべきか且其寸法をも記せ

(十一) 並幅一丈四尺四寸を以て四ツ身筒袖を裁つに袖丈六寸五分にせば身丈何程又裁ち



方の圖を記せ

(十二)並巾二丈四尺を以て女物本裁を裁たんとするには如何なる裁方によるべきかを圖解す可し 但し袖丈一尺七寸身丈三尺五寸

(十三)幅一尺六寸五分長さ一丈四尺の布を以て長襦袢の裁方を圖解す可し但し袖丈一尺八寸

(十四)幅一尺長さ二丈九尺の片面物を以て女服を裁つに袖丈一尺七寸身丈三尺九寸として姥衿又は衿にはぎをせぬ様になさんには如何なる裁ち方による可きか

(十五)並巾二丈八尺を以て男服を裁つに袖丈一尺四寸五分とせば身丈何程なりや但し袴衿の事

(十六)並巾九尺を以て裾廻しの裁ち方を圖解す可し

(十七)袖丈一尺五寸身丈四尺袷五分出來上りの女服綿入の裾廻し切八尺ありとせば胴裏地は何程を要するか其積り方及び裁ち方の圖を記せ

(十八)並幅三丈を以て女物綿入羽織を裁つに袖丈一尺七寸身丈二尺六寸の出來上りとせば其裁ち方及び積り方如何

(十九)並幅二丈九尺を以て男物袷羽織を裁つに袖丈一尺四寸五分身丈二尺七寸の出來上りになせば裏地何程を要するか其積り方を記す可し

(二十)並幅二丈五尺を以て本裁單羽織男物を裁つに袖丈一尺五寸五分とするときは身丈何程なるか其積り方及び裁ち方の圖を記せ

(二十一)大幅(二尺)両面物にて大人物シャツを裁たんとするに袖の長さ一尺三寸前丈二尺とするときは其總尺何程を要するか

(二十二)大幅(二尺)長さ五尺の布を以て大人物ズボン下を裁つ時は其丈何程なるか且積り方を記せ

(二十三)並幅一反(二丈八尺)を以て本裁女物被布を裁たんとするに其仕立上寸法袖丈一尺六寸身丈二尺五寸にせんとす其裁ち方の圖を記せ

- (二十四) 並幅の布を以て被布合羽女物を裁たんとするに袖丈一尺七寸身丈三尺五寸にせば  
總尺何程を用するか且裁ち方の圖を記せ
- (二十五) メリンス一丈三尺を以て女袴の裁ち方を記せ
- (二十六) かしめやを以て女袴を裁たんとするに其後丈二尺六寸とせば總丈何程を要するか  
其積り方を記せ
- (二十七) 小倉地二丈四尺を以て十番馬乗袴を裁つ時は其後丈何程なりや且積り方を記せ
- (二十八) 丈五尺の五布蒲團へ綿一貫五百目入るとせば丈三尺五寸の三布蒲團へは何程の綿  
を要するか

家事科  
裁縫科

# 受験便覽

定價金貳拾錢

明治三十八年六月一日印刷  
明治三十八年六月八日發行

編纂者 兼 發行所 女子修養會

右代表者 田中 はる

東京市日本橋區若松町十六番地

印刷者 三島 宇一郎

東京市神田區表神保町二番地

印刷所 弘 文 堂

同 所 電話本局二三一六番



## 發行所

東京市牛込區矢來町  
三番地山里百四號

## 女子修養會

